



規 約

交われば、変わる。
交わり、つなぐ。外日角から。

確定版

施行日 2026年10月11日

SOTOHISUMI CROSS

代表 今本 誠和

石川県かほく市外日角ニ 72-3

事務局 担当 今本 誠和 電話 090-1638-5444 メール sotohisumi.kouminkan@gmail.com

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、SOTOHISUMI CROSS（ソトヒスミ クロス）と称する。

第2条（事務所及び活動拠点）

- 1 本会は、主たる事務所を石川県かほく市外日角二 72-3 に置く。
- 2 本会は、外日角公民館を主たる活動拠点とする。ただし、必要に応じて他の場所において活動することができる。

第3条（理念及び目的）

- 1 本会は、「交わり、つなぐ。外日角から。」を理念とする。
- 2 本会は、前項の理念に基づき、子ども、若者、大人及び高齢者が、また学校、地域、社会及び世界が交わる機会をつくることにより、一人ひとりが安心して育ち、学び合い、支え合える地域の実現に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

- 1 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

事業	内容
CROSS TABLE	食を通じた居場所づくり及び交流に関する事業
CROSS YOUTH	中高生その他の若者の居場所づくりに関する事業
CROSS STUDY	学び合い及び学習支援に関する事業
CROSS TALK	世代間交流及び対話に関する事業
CROSS EVENT	地域イベントに関する事業
CROSS ACTIVE	運動及びスポーツを通じた交流に関する事業
CROSS SENIOR	高齢者と地域及び多世代をつなぐ活動に関する事業

- 2 本会は、前項の事業を補助するものとして、地域の既存組織との連携及び基盤支援に関する事業（CROSS BASE）を行う。
- 3 本会は、前2項に附帯又は関連する事業を行うことができる。
- 4 第1項の各事業に責任者を置く。責任者は運営委員会が定める。

第5条（実施体制）

- 1 本会に、事業の実施を担うチームとして、次のものを置く。
 - ・CROSS STAFF 成人により構成されるチーム
 - ・CROSS DIVE 学生により構成されるチーム
- 2 各チームは、本会から独立した団体ではなく、その活動に関する対外的な責任は本会が負う。
- 3 各チーム及び各事業の運営、参加要件、安全管理その他必要な事項は、本規約に反しない範囲において、運営委員会の議決を経て定める運営要項による。

第6条（地域組織との連携）

- 1 本会は、壮年団、女性会、子ども会、いきいきクラブ、区役員、班その他の地域の既存の組織及び活動について、その歴史及び役割を尊重する。

- 2 本会は、これらの組織及び活動を統合し、又は吸収することを目的としない。連携は、相互の合意に基づき、適切な距離感をもって行う。

第2章 会員

第7条（会員）

- 1 本会の会員は、本会の目的に賛同する者とし、次の種別を置く。

種別	対象及び議決権
正会員	CROSS STAFF に登録した者。総会における議決権を有する
学生会員	CROSS DIVE に登録した者。議決権を有しない
賛助会員	本会の活動を賛助する個人及び団体。議決権を有しない

- 2 入会を希望する者は、所定の方法により申し込み、運営委員会の承認を受けるものとする。
- 3 学生会員は議決権を有しないが、CROSS DIVE の代表が運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会員は、退会届の提出その他の申出により、いつでも退会することができる。理由を問わない。
- 5 会員が本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決により除名することができる。
- 6 会費を徴収する場合は、その額及び徴収方法を総会の議決により定める。

第3章 役員

第8条（役員、職務及び任期）

- 1 本会に、代表1名、副代表若干名、会計1名及び監事1名以上を置く。
- 2 役員は、総会において正会員の中から選任する。
- 3 監事は、他の役員、各事業の責任者、CROSS STAFF 及び CROSS DIVE の CORE の役職その他運営委員会の構成員を兼ねることができない。
- 4 代表は本会を代表し、会務を総理する。副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。会計は本会の財務を管理する。監事は会計及び業務の執行を監査する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第9条（総会）

- 1 総会は正会員をもって構成し、毎年度1回、会計年度終了後3か月以内に開催する。代表が必要と認めたとき、又は正会員の3分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開催する。
- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - ・事業計画及び予算、事業報告及び決算
 - ・役員の選任及び解任
 - ・規約の変更及び解散
 - ・会員の除名、会費に関する事項
 - ・その他運営に関する重要事項
- 3 総会は正会員の過半数の出席（書面又は電磁的方法による議決権行使を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条（運営委員会）

- 1 運営委員会は、次の者をもって構成する。
 - ・役員（監事を除く）
 - ・各事業の責任者
 - ・CROSS STAFF の代表
 - ・CROSS DIVE の代表
- 2 運営委員会は、総会の議決事項を除く業務執行に関する事項を決定する。
- 3 運営委員会は、次の事項を所管する。
 - ・運営要項の制定及び改廃
 - ・CROSS STAFF の CORE 役員の決定
 - ・各事業の責任者の指名
 - ・第三者委員会の委員の委嘱
 - ・会員の入会の承認
- 4 運営委員会は、必要に応じて代表が招集する。
- 5 監事は、運営委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わらない。

第5章 会計

第11条（会計）

- 1 本会の経費は、寄付金、助成金、協賛金、事業参加費、会費その他の収入をもって充てる。
- 2 本会は、SOTOHISUMI CROSS として独立した会計を行い、事業ごとの収支を明らかにする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 本会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。
- 5 本会の剰余金は、会員に分配しない。

第6章 雑則

第12条（安全管理及び個人情報）

- 1 本会は、活動に際し、参加者の安全の確保に必要な措置を講ずる。
- 2 本会は、活動開始前にボランティア活動保険等に参加する。
- 3 本会の役員、会員及びボランティアは、活動を通じて知り得た個人情報及び秘密を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 虐待その他子どもの生命又は身体に危険が及ぶおそれを認めたときは、前項の規定にかかわらず、速やかに関係機関に通告する。
- 5 食品衛生、事故及び災害時の対応その他の具体的な取扱いは、運営要項に定める。

第13条（第三者委員会）

- 1 本会に、活動に関する不安、苦情及び被害の申出を受ける窓口として、第三者委員会を置く。
- 2 委員は3名以上とし、本会の役員、事業責任者その他の運営に携わる者を兼ねない者のうちから、運営委員会が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第三者委員会は、本会に対して意見を述べ、又は是正を勧告することができる。本会は、これを尊重する。
- 4 申出をした者は、申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

第 14 条（規約の変更及び解散）

- 1 本規約の変更及び本会の解散は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 2 解散のときに残存する財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体又は公益的団体に譲渡するものとする。

第 15 条（委任）

本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て代表が別に定める。

附則

- 1 本規約は、2026 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、設立総会において選任する。各事業の責任者及び CROSS STAFF の CORE 役員は、運営委員会において定める。選任及び指名の結果は、役員名簿に記載し、別に管理する。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、施行の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 4 設立当初の役員の任期は、第 8 条第 5 項の規定にかかわらず、2028 年度の定期総会の終結の時までとする。
- 5 運営要項に定めるステージ移行の申告について、設立当初の最初の受付は、2027 年 1 月とする。